

インテル® 開発ツール・エンド・ユーザー・ソフトウェア使用許諾契約書  
(バージョン 2020 年 10 月)

本書は、英文『Intel End User License Agreement for Developer Tools  
(Version October 2020)』の日本語参考訳です。

本書と原文に齟齬がある場合は、常に原文が適用されるものとします。

**重要 - ソフトウェアをダウンロード、インストール、複製、または  
使用する前にお読みになり、同意する必要があります。**

本契約書は、本マテリアルの使用に関する、お客様あるいはお客様が代理として法的権限を有することを表明し保証する会社またはその他の法人(以下「**お客様**」)とインテル コーポレーション(以下「**インテル**」)との間で締結されるものです。本マテリアルをダウンロード、インストール、複製、または使用することによって、本契約書に同意されたものとさせていただきます。本契約の条件に同意しない場合、本契約に同意する法的権限がない場合、または必要な年齢に達していない場合は、本マテリアルをダウンロード、インストール、複製、または使用できません。

**1. ライセンス定義。**

- A. 「**クラウド・プロバイダー**」とは、Microsoft Azure や Amazon Web Services など、クラウドベースのプラットフォーム、インフラストラクチャー、アプリケーション、またはストレージサービスを提供する第三者のクラウド・サービス・プロバイダーを意味し、お客様は第 3.3 項 B 号に定める制限の下でのみ利用することができます。
- B. 「**コンピューター**」とは、お客様またはお客様のクラウド・プロバイダーのサーバーに設置されたコンピューター、ワークステーション、サーバー、コンテナ、または仮想マシンを意味します。
- C. 「**派生物**」とは、ソースコードの 17 U.S.C. §101 に定義されている派生物を意味します。
- D. 「**実行可能コード**」とは、解釈やコンパイルを必要とせず、プロセッサによる機械実行に適したバイナリー形式のコンピューター・プログラミング・コードを意味します。
- E. 「**インスタンス**」とは、コンピューター上で実行される本マテリアルの単一のコピーを意味します。
- F. 「**使用許諾される特許請求項**」とは、本マテリアルが未変更の形式でインテルからお客様に提供され、修正されず、ほかと結合されない場合に、後述の第 3 条で許可される本マテリアルの複製および配布により直接侵害されるインテルの特許請求項を意味します。使用許諾される特許請求項は、第三者の許可を得ることなくインテルが許可することができる請求項のみです。
- G. 「**マテリアル**」とは、本契約の下で提供されるソフトウェア、ドキュメント、ソフトウェア製品のシリアル番号、およびその他の配布物(すべてのアップデートを含む)を意味します。マテリアルには、再配布可能コード、実行可能コード、ソースコード、サンプル・ソースコード、およびプレリリース・マテリアルも含まれます。ただし、第三者のプログラムは含まれません。

- H. 「**Microsoft プラットフォーム**」とは、Microsoft が提供する現在および将来のすべての Microsoft オペレーティング・システム製品、Microsoft ランタイム・テクノロジー (.NET Framework など)、および Microsoft アプリケーション・プラットフォーム (Microsoft Office あるいは Microsoft Dynamics など) を意味します。
- I. 「**プレリリース・マテリアル**」とは、プレリリース、プロトタイプ、アルファ、またはベータコードとして (製品のリリースノート、本マテリアル用のインテルのダウンロード ウェブサイトなどで) 識別されているあるいはラベルが付けられている、本マテリアルまたはその一部を意味します。プレリリース・マテリアルはプレリリース・コードであるため、機能が完全ではなく、完全に検証されておらず、特定の不具合やエラーが含まれている可能性があります。また、製品版では大幅に変更される場合があります。インテルは、一般的に利用可能な製品版の開発または生産を保証いたしません。プレリリース・マテリアルは、第 4.2 項の条件に従います。
- J. 「**優先サポート**」とは、本マテリアルの有償ユーザータイプに対するインテルのオンライン・サービス・センターを介したサポートを意味します。
- K. 「**互恵的オープンソース・ソフトウェア**」とは、次の条件を満たすライセンスの対象となるソフトウェアを意味します: (a) ソースコード形式で配布されなければならない、(b) 同一のオープンソース・ライセンス条項に基づいてライセンス供与されなければならない、および (c) その派生物は同一のオープンソース・ライセンス条項に基づいてライセンス供与されなければならない。この種のライセンスの例としては、GNU General Public License や Mozilla Public License などがあります。
- L. 「**再配布可能コード**」とは、本マテリアルに含まれる "redist.txt"、"redist-rt.txt"、または類似する名前のテキストファイルにリストされたファイル (該当する場合) を意味します。再配布可能コードには、サンプル・ソースコードも含まれます。
- M. 「**サンプル・ソースコード**」とは、本マテリアルに含まれるソースコードおよびサンプルコードとして識別されている部分を意味します。サンプル・ソースコードは、インテルによるテストや検証が行われておらず、純粹にプログラミングの例として提供されている場合があります。
- N. 「**ソースコード**」とは、人間が読める形式で提供される本マテリアルのソフトウェア部分を意味します。
- O. 「**期間**」とは、インテルのダウンロード・ウェブサイト、インテルの該当するドキュメント、または本マテリアルのシリアル番号で管理されている、お客様の本マテリアルのライセンス期間を意味します。期間は、無期限または期限付きのいずれかです。
- P. 「**第三者のプログラム**」とは、本マテリアルに含まれる "third-party-programs.txt" ファイルまたは類似する名前のテキストファイルにリストされたファイル (該当する場合) を意味します。
- Q. 「**ユーザータイプ**」は、第 2 条に定める意味を持ちます。

R. 「**お客様の製品**」とは、本マテリアルを使用して、お客様により、またはお客様向けに開発されたアプリケーション、製品、またはプロジェクトを意味します。

2. **ユーザータイプ**。本契約は、無償および有償のユーザータイプを対象としています。無償ユーザーは、優先サポートを利用できません。すべての有償ユーザーは、第 5 条に定める料金を支払うことにより、優先サポートを利用できます。有償ユーザーの場合、お客様のライセンスの種類は、インテルが直接、またはインテルの正規代理店が書面で指定します。お客様は、下記のユーザータイプは第 3 条の規定を継続して遵守しなければならないことを理解し、同意するものとします。

2.1 **無償ユーザー**。お客様は、お客様、お客様の会社、またはお客様が代表するその他の法人のために、必要な数のインスタンスを無制限のユーザー数で実行することができます。

2.2 **シングル特定ユーザー**。適切な料金の支払いを条件として、お客様は、1 人のユーザーが必要とする数のインスタンスを実行することができます。

2.3 **コンカレント・ユーザー**。適切な料金の支払いを条件として、お客様は、指定されたネットワーク上で、許可された数以下の同時使用ユーザーが使用するために、必要な数のインスタンスを実行することができます。

2.4 **サイトユーザー**。適切な料金の支払いを条件として、お客様は、インテルから受け取った "site\_license\_materials.txt" ファイルで指定されているサイトで、任意の数の同時使用ユーザーが使用するために、必要な数のインスタンスを実行することができます。

### 3. 使用許諾。

#### 3.1 本マテリアルのライセンス。

本契約の条件に従い、インテルは該当する期間、お客様に該当するユーザータイプの非独占的、世界的、譲渡不可（本契約で明示的に許可されている場合を除く）、サブライセンス不可の限定的な権利とライセンスを付与します。

A. インテルの著作権の下で、お客様は：

(1) お客様の個人的または業務上の使用目的で本マテリアルの妥当な数の内部コピーを作成できます。

(2) 本マテリアルの一部として含まれているドキュメントまたはテキストファイルに従って、お客様の製品を開発するために、お客様の個人的または事業上の使用目的にのみ本マテリアルを内部で使用できます。

(3) ソースコードでお客様に提供された再配布可能コードまたはその一部を変更したり、派生物を作成できます。

- (4) 第 3.1 項 A(3)号に従って行われた再配布可能コードの変更または再配布可能コードの派生物を含む再配布可能コード、またはその一部を(直接および販売業者、リセラー、その他のチャネルパートナー経由で)配布することができます。
- (a) 再配布可能コードの配布は、お客様の製品の一部としてのみ行うものとし、再配布可能コードの機能とは異なる重要な主要機能を追加するものでなければなりません。
- (b) お客様は、インテルからお客様に提供された再配布可能コードを、再配布可能コードの逆アセンブルやリバース・エンジニアリングを禁止するライセンス契約に基づいて、実行可能コード形式でのみ再配布できます。
- (c) これには再配布可能コードのサブライセンスを供与する権利を含みますが、サブライセンスを供与する権利は、再配布可能コードのインテルの著作権のみ、およびお客様の製品に組み込まれた再配布可能コード(およびその変更と派生物を含む)の実行、表示、配布に必要な範囲のみに限定されます。
- (d) お客様は、(i)お客様のユーザーに対して、お客様の製品の配布によって生じるアップデート、サポート、あるいはその他の義務に対する責任を単独で負うものとし、(ii)お客様の製品がインテルまたはその提供者によって「認定された」、あるいは性能を保証するような提示をすることはできません。(iii)インテルからの書面による許可なしに、インテルまたはその提供者の名前または商標を使用することはできません。(iv)再配布可能コードに含まれるテキストファイルおよび後述の第 4 条に記載されている追加の制限に従うものとし、(v)お客様による再配布可能コードの変更または派生物、あるいはお客様の製品を配布したことから生じた、いかなる請求または訴訟(裁判費用を含む)に対して、インテルおよびその提供者は、一切責任を負いません。

#### および

B. インテルの使用許諾される特許請求項の下で、お客様は：

- (1) 第 3.1 項 A(1)号に定める場合のみ本マテリアルのコピーを作成できます。
- (2) 第 3.1 項 A(2)号に定める場合のみ本マテリアルを使用できます。
- (3) 第 3.1 項 A 号で許可されるインテルの著作権で保護されたライセンスの下で、かかる著作権で保護されたライセンスに従う場合に限り、お客様の製品の一部としてのみ、再配布可能コードを(販売ではなく)配布できます。

さらに、第 3.1 項 A(3)号で許可されている場合でも、お客様またはお客様の請負業者、お客様の顧客(本契約では、顧客、販売業者、再販業者、その他のチャネルパートナーを意味します)、その他の第三者による本マテリアルまたは再配布可能コードの変更または派生物に対して、使用許諾される特許請求項の下でのライセンスは適用されず、インテルは本契約によりお客様に特許請求項の使用を許諾しません。

3.2 **第三者のプログラムおよびほかのインテルのプログラムのライセンス。**本マテリアルの配布物に含まれる場合でも、第三者のプログラムには(第三者のライセンス条項、オープンソース・ソフトウェアの告知と条件、およびほかのインテル® ソフトウェアのライセンス条項を含むがこれに限定されるものではない)個別のライセンス条項が適用されます。第三者のプログラムの利用については、該当する個別のライセンス条項が適用されます。

### 3.3 第三者による使用。

- A. お客様が法人の場合、お客様の請負業者は次の条件を満たす場合、第 3 条に従って本マテリアルを使用できます: (i)お客様の業務のためにのみ本マテリアルを使用する場合、(ii)本契約書の条件に同意する場合、および(iii)本マテリアルの使用に関する一切の責任をお客様が負う場合。
- B. お客様は次の条件を満たす場合、本マテリアルをホストするためにクラウド・プロバイダーを利用することができます: (i)クラウド・プロバイダーは、お客様の独占的な使用目的でのみ本マテリアルをホストすることができ、第 4.1 項(xii)号に定める制限を含め、いかなる他の目的にも本マテリアルを使用することはできません。(ii)クラウド・プロバイダーによる本マテリアルの使用は、お客様の製品をサポートするためだけではありません。(iii)クラウド・プロバイダーによる本マテリアル使用、不正使用、または開示により生じた、いかなる請求または訴訟(裁判費用を含む)に対して、インテルおよびその提供者は、一切責任を負いません。

## 4. ライセンス条件。

4.1 **制限事項。**本契約で明確に規定されている場合を除き、お客様は、次の行為をしてはならないものとします: (i)本マテリアルの使用、複製、配布、および一般公開。(ii)本マテリアルの第三者への共有、公開、貸し出し。(iii)本契約の譲渡、または第三者による本マテリアルの使用の許諾。(iv)本マテリアルまたその一部の変更、改造、または解析。(v)本マテリアルのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル、あるいはその他の方法によるソースコードの抽出。(vi)本マテリアルの技術的制限の回避、または本マテリアルのライセンス・マネージャーの変更または改変。(vii)ソースコード、本マテリアル、または派生物の第三者への配布、サブライセンス、または譲渡。(viii)付属のユーザー・ドキュメントで本マテリアルを Microsoft プラットフォーム上で実行するように定められている場合、Microsoft プラットフォーム以外のプラットフォームでの再配布可能コードの実行の許可。(ix)本マテリアルに含まれるインテルまたはその提供者による告知の削除、最小化、ブロック、または変更。(x)再配布可能コードを悪意のある、欺瞞的な、または違法なプログラムや製品に含めること、あるいは法律に反する方法で本マテリアルを使用すること。(xi)本マテリアルを、そのいずれかの部分が互恵的オープンソース・ソフトウェアとなるようにする変更、派生物の作成、リンク、または配布。(xii)本マテリアルを直接または間接的に SaaS サービスまたはサービスビューロー目的(salesforce.com のサービス・ビジネス・モデルのように、サービスとして第三者による本マテリアルの使用またはアクセスを可能にするサービス)に使用すること。

4.2 **プレリリース・マテリアル。**プレリリース・マテリアルの場合、お客様は妥当な数のコピーを作成して、プレリリース・マテリアルを評価およびテスト目的にのみ使用できます。お客様は、次の行為をしてはならないものとします: (i)プレリリース・マテリアルの変更またはお

お客様の製品への組み込み。(ii) 製品版リリース後のプレリリース・マテリアルの継続使用。(iii) プレリリース・マテリアルに関するベンチマーク、パフォーマンスの評価結果、またはその他の情報の第三者への開示。インテルは独自の判断でこれらの制限を書面で放棄することができます。しかし、お客様がプレリリース・マテリアルを製品に使用することを決めた場合(インテルが制限を放棄した場合でも)、その結果生じるすべての問題についてお客様が全面的に責任を負うことを認め、同意するものとします。

- 4.3 **セーフクリティカルおよびライフセービング・アプリケーション。**本マテリアルは、機能安全規格または要件に準拠するセーフクリティカル・アプリケーション(以下「セーフクリティカル・アプリケーション」)向けに関連する情報を提供する場合があります。お客様は、安全性の確保はお客様の責任であることを理解し、同意するものとします。本マテリアルを使用して、セーフクリティカル・アプリケーション、その一部、またはそれに使用される製品を作成する場合、システム障害を予測、監視、制御するため、設計、管理、システムレベルの保護を保証するのはお客様の責任です。また、セーフクリティカル・アプリケーションでの本マテリアルの使用に関連したすべての適用規制基準および安全要求事項について、お客様は一切の責任を負うものとします。お客様は、本マテリアルをセーフクリティカル・アプリケーション、または本マテリアルの停止によって人身傷害または死亡を惹起しうるシステムやアプリケーション(医療器具、人命救助または生命維持装置)(以下「ライフセービング・アプリケーション」)に使用する場合、本マテリアルの設計または製造、あるいは本マテリアルに関する警告を怠ったことに関してインテルの過失や厳格な責任を主張するものであっても、本マテリアルのセーフクリティカル・アプリケーションまたはライフセービング・アプリケーションでの使用あるいはこれらのアプリケーションにより生じた、製造物責任、人身傷害または死亡について一切の責任を負い、すべての損失、損害、費用、合理的な裁判費用を補償し、インテルおよびその代理人を弁護して何らの損害も与えないことに同意するものとします。
- 4.4 **メディアコーデックおよびデジタル著作権管理。**お客様は、本契約により許可される本マテリアルの利用、またはお客様の製品とともに再配布可能コードを配布する際に、本マテリアルのメディア・デコーディング、エンコーディング、トランスコーディング・テクノロジー(例えば、オーディオまたはビデオコーデックの利用する場合)およびデジタル著作権管理機能に適用される知的所有権を保有する第三者からライセンスを受ける必要があることを了承して同意するものとします。お客様は自己の負担の下に、必要な追加ライセンスの許諾を取得しなければなりません。かかる許諾の取得およびかかる許諾への同意に対する責任は、お客様が単独で負うものとします。
- 4.5 **マテリアルの譲渡。**自主的に、あるいは法律の適用やその他の理由によって、事業または資産のすべてあるいは実質上すべての所有権を変更、合併、買収、売却、譲渡する場合のみ、本マテリアルおよび本契約に定めるすべての権利と義務を恒久的に「受取人」に譲渡することができます。その場合、インテルへ書面をもって譲渡および次のことについて通知する必要があります。(i)「受取人」およびお客様の法人名。(ii)本マテリアル(インテル(R)ソフトウェア製品名とバージョン)および譲渡するシリアル番号。(iii)お客様が本マテリアルまたは本マテリアルの一部を一切所持していないことの証明。(iv)受取人が本契約に定めるすべての契約条件に同意することの書面による証明。(v)上述の第2条に示す有償ユーザータイプの場合、本マテリアルに関してインテルのサポートを利用する場合、受取人はインテルへ書面をもって譲渡について通知し、上述の(ii)号に示す情報を本マテリアルを使用するユーザーの名前とメールアドレスとともに提供する必要があると理解しているこ

との証明。(vi)お客様から書面を受け取ったことの確認に使用するお客様のメールアドレス。かかる情報は、インテルの担当者にメールを送付するか、以下の住所まで書面を送付してください。

Intel Corporation  
2111 NE 25th Avenue  
Hillsboro, OR 97124  
Attn: CPDP Contracts Management, JF2-28

インテルがお客様の要求の受領を確認した時点で、本マテリアルは受取人に恒久的に譲渡されます。

## 5. 料金、税金。

5.1 **料金。**お客様は、インテルまたはそのリセラーから請求書を受け取り次第、お客様のユーザータイプに応じて、本マテリアルのライセンス料およびサポート料(該当する場合)を米ドルで支払わなければなりません。

5.2 **税金。**すべての支払いは、税務当局が課す現在および将来のあらゆる税金を控除することなく、無瑕疵で行われるものとします。お客様が税金を控除または源泉徴収して現地の税務当局に納めない限り、そのような支払いを行うことが法律で禁止されている場合、お客様はかかる税金を正式に源泉徴収して適切な税務当局に納めて、税金が源泉徴収された後の残りの純額の相応の配分をインテルまたはそのリセラーに支払うものとします。お客様は、本契約に基づいて行われた支払いに課せられた税金(追加で支払われた金額に対する税金を含む)について、公式の納税証明書のコピーまたはその他の適切な証拠をインテルまたはそのリセラーに速やかに提出しなければなりません。上記の税金以外にも、売上税、使用税、印紙税、付加価値税、固定資産税、その他本契約に関連して税務当局から課される税金や義務がある場合、その費用はお客様が負担するものとします。そのような税金や義務がインテルまたはそのリセラーに法的に課された場合、あるいはインテルまたはそのリセラーが後で税務当局から査定を受けた場合、お客様はかかる税金や義務をインテルまたはそのリセラーに速やかに支払わなければなりません。

## 6. データ収集とプライバシー。

6.1 **データ収集。**特定のマテリアルは、インストール中に一度だけマテリアルや開発環境に関する匿名データやプロビジョニングデータを生成および収集して、インテルへ送信することがあります。本マテリアルでは、オプションデータも収集されることがありますが、オプションデータの収集についてはお客様に通知され、お客様の同意なしにオプションデータが収集されることはありません。インテルによるすべてのデータ収集は、通知と同意の条件を含め、適用されるプライバシー法に従って行われます。

6.2 **インテルのプライバシー通知。**インテルは、お客様のプライバシーを尊重します。インテルのプライバシー通知については、<http://www.intel.co.jp/privacy/> を参照してください。

7. **所有権。**本マテリアルおよびすべての複製に関する権利の一切は、インテルまたはその提供者が所有します。本マテリアルは、アメリカ合衆国ならびに諸外国の法律、ならびに国際条約規定に

より知的財産権が保護されています。お客様は、本マテリアルから著作権表示およびその他の所有権表示を削除することはできません。お客様は、いかなる方法であっても、本マテリアルを無断で複製しないことに同意したものとみなします。本契約に明確に規定する場合を除き、明示、黙示、誘因、禁反言またはその他の如何を問わず、いかなるライセンスまたは権利を供与することにはなりません。また、インテルの特許、著作権、登録商標、その他の知的所有権に関する、明示的または黙示的な権利を一切譲渡することはありません。

## 8. 保証およびサポートの免責。

8.1 無保証。免責事項：本契約で定める条件および救済手段以外に、商品性についての保証、権利を侵害していないという合法性保証、特定目的適合性についての保証、および取引、使用、提案、仕様、またはサンプルから生じるいかなる保証等、明示、黙示もしくは法律上の保証が行われることはありません。インテルはいかなる責を負うものではなく、何人たりともインテルを代理して責を負う権限はありません。

8.2 サポートなし、有償ユーザー向け優先サポート。本マテリアルおよびその参照物は、予告なく変更される場合がありますが、本契約の下で、インテルは本マテリアルのサポート、アップデート、トレーニングを提供する義務を負いません。インテルは、有償ユーザータイプに対して優先サポートを提供します。

## 9. 責任の制限。

9.1 インテルは、以下の損失や損害について、それらを予見していたか、予測可能であったか、または認識していたかどうかにかかわらず、一切の責任を負わないものとします：(i)収益の損失、(ii)実際のまたは予想された利益の損失、(iii)資金運用機会の損失、(iv)予想された節約機会の喪失、(v)ビジネス機会の喪失、(vi)機会の喪失、(vii)友好関係の喪失、(viii)マテリアル使用機会の喪失、(ix)信用の喪失、(x)データの損失、損害、破損、または(xi)その他のいかなる間接的、付随的、特別な、あるいは結果的な損失と損害(本契約の第9条に定める損失と損害を含む)。

9.2 本契約に関連する請求の直接損害を含め、インテルのお客様に対する累積責任の総額は、(契約違反、過失、その他の理由を問わず)当該請求の対象であり、当該請求から直接影響を受けた本マテリアルに対して、当該請求が発生した日に先立つ 12 カ月間にお客様がインテルに支払った金額を超えないものとします。

9.3 お客様は、本第9条に規定されている責任の制限が、本契約の重要な部分であることを認めます。お客様は、インテルに関して本契約で規定されている責任の制限が、お客様から再配布可能コードを単独または他のアイテムと組み合わせて取得するお客様の顧客に伝達され、拘束力を持つことに同意するものとします。

10. 提示物。お客様は、インテルへ本マテリアルに関する資料、情報、コメント、アドバイスまたはその他の提示物を提出する義務はありません。本契約の下で、インテルのウェブサイト(優先サポート、その他のカスタマーサポートウェブサイト、オンラインポータルを含みますがこれに限定されるものではありません)で伝送または掲示された、あるいはインテルに提供されたいかなる資料、情報、コメント、アドバイス、またはその他の提示物(以下総称して「提示物」)は、米国の国際武器取引規則(ITAR:International Traffic in Arms Regulations)または輸出管理規則



(EAR: Export Administration Regulation)によって規制されません。また、本マテリアルの機能、関数、パフォーマンス、使用に関するかかる提示物は、機密情報あるいは所有物ではないものとみなします。インテルは、提示物に対して、いかなる機密保持義務も負いません。お客様は、インテルに非独占的、変更取り消し不能なロイヤルティ・フリーかつ著作権で保護された永久ライセンスを供与し、インテルが商用または非商用目的に、提示物(すべてのデータ、イメージ、サウンド、テキスト、およびこれらが埋め込まれたものを含む)を使用すること(複製、修正、派生業務の作成、一般公開、公表、頒布、さまざまな配布およびライセンス形態を介したライセンスおよびサブライセンス、結合を含む。ただし、これに限らない。)に同意したものとします。非合法、脅迫、名誉毀損、中傷、わいせつ、および法律に違反するその他のものをインテルのウェブサイトで伝送または掲示したり、あるいはインテルに提供することは禁じられています。インテルに機密情報を提供する場合、インテルはかかる情報を受け取るために機密保持契約(「NDA」)を締結する必要があります。適切な NDA が締結されていることをインテル担当者に確認してください。

本契約のいかなる規定も、インテルがお客様の提示物を調査すること、および提示物の調査中に発見されたインテル製品のエラーや不具合を調査することを阻むことはできません。さらに、提示物の調査中に発見されたインテル製品のエラーや不具合を検出するためのインテルのエラー診断方法に対する個別の拡張の実装、またはインテル製品への問題の修正や拡張の実装を阻むことはできません。前規定には、回帰テストスイートに提示物を含める権利が含まれることがあります。

11. **機密保持。**インテルがお客様に提供する情報には、機密扱いの情報が含まれる場合があります。お客様は、インテルとお客様の間で適用される NDA の条項に基づき、当該情報を機密情報として取り扱う必要があります。お客様がインテルと NDA を締結していない場合、インテルから書面で明示的に許可された場合を除き、機密と表示された情報を開示、配布、利用してはなりません。インテルは、本マテリアルに関連する機密情報の仕様、設計、エンジニアリングの詳細、発見、発明、特許、著作権、商標、企業秘密、その他の所有権に関するすべての権利を保持しています。本第 11 条で規定されているお客様の秘密保持義務の違反は、インテルに回復不能な損害を与え、そのような違反から生じる損失を補償するためには金銭的損害賠償では不十分な場合があります。お客様が守秘義務に違反した場合、または違反する恐れがある場合、インテルは差止命令を含む衡平法上の救済を得ることができます。
12. **本契約の期間および終了。**本契約は、お客様が本契約に同意された日を発効日とし、本契約に定める方法をもって終了されるまで有効とします。お客様が、期間が限定された有償ユーザータイプで本マテリアルを使用している場合、本契約は期間の最終日に予告なく終了します。お客様が無償ユーザータイプで本マテリアルを使用している場合、期間は無期限です。プレリリース・マテリアルの契約期間は、製品版がリリースされた時点で終了します。お客様が本契約の条項に違反し、これについてインテルからの通知の受領後 30 日以内にかかる違反行為を是正しなかった場合、インテルは本契約を終了することができます。お客様は、契約終了後直ちに、本マテリアルおよびすべての複製を破棄しなければなりません。本契約に定める契約条件に従って、本契約終了前に配布された再配布可能コードのライセンスは、本契約終了後も有効に存続します。第 1 条、第 3.1 項 A(4)(d)(v)号、第 3.2 項、第 3.3 項 B(iii)号、第 4.3 項、第 5.2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条(最後の存続に関する規定)、第 13 条、および第 14 条は、本契約の満了または終了後も存続します。

13. **米国政府使用に関する権利の制限。**本契約の対象となる技術データおよびコンピューター・ソフトウェアは、FAR 2.101 (48 C.F.R. 2.101)に規定されている「商用品目」であり、FAR 12.212 (48 C.F.R. 12.212)または DFARS 227.7202 (48 C.F.R. 227.7202)に規定されている「商用コンピューター・ソフトウェア」および「商用コンピューター・ソフトウェア・ドキュメント」で構成されます。本商用コンピューター・ソフトウェアおよび関連ドキュメントは、本契約で定める契約条件に準ずるほかのすべてのエンドユーザーに許諾される権利とともに、米国政府および代理人のエンドユーザーに供与されます。

#### 14. 一般条項。

14.1 **完全な合意。**本契約は、本契約に含まれる事項に関する当事者間の完全かつ独占的な合意であり、書面か口頭かにかかわらず、本契約の効力発生以前になされたすべての合意、了解、交渉、表明、保証、条件、および伝達に代わるものです。契約が終了した場合を含め、本契約は当事者間で締結された NDA の有効性には影響せず、かかる機密保持契約書は引き続き完全な効力を有します。各当事者は、本契約書に定める条件で本契約を締結することを認め、書面か口頭かにかかわらず、本契約書に明記されていない当事者間の以前の表明、保証、条件、了解、伝達に依拠しないことに同意するものとします。本契約の条項と矛盾する履行過程、交渉過程、取引慣行に対しては、本契約書の明示の条項が適用されます。本契約に関連して当事者により発行された注文書、通知、納品書/請求書、またはその他の書類に明記された異なる、矛盾する、または追加の条項にかかわらず、本契約書の条項が優先されます。本契約書の改訂・修正は、本マテリアルの新しいバージョンで変更される場合を除いて、本契約書の表題（「インテル® 開発ツール・エンド・ユーザー・ソフトウェア使用許諾契約書」）およびバージョン（「2020 年 10 月」）を明記し、各当事者の正式代理人の署名した書面による合意文書がない限り、効力がありません。変更があった場合、インテルは本契約書の新しいバージョンをインテルのウェブサイトで公開します。お客様が別の言語に翻訳された本契約書のコピーを受け取った場合、本契約書の英語版との間で齟齬があるときは、英語版が常に優先されます。

14.2 **輸出。**お客様は、本マテリアルおよび関連するすべての技術情報が輸出規制の対象であることを認識し、本マテリアルの輸出、再輸出、輸入、譲渡、配布、および使用を管理する米国ならびにその他の該当政府のすべての法律および規制を遵守することに同意するものとします。特に、制限なく、(a) 米国禁輸国または (b) 米国政府あるいはほかの適用可能な政府により公表されている輸出禁止対象者リストに掲載されている人物または企業に、本マテリアルを輸出または再輸出してはなりません。本マテリアルを利用することにより、お客様の所在地がかかる国やリストに含まれないことを表明して保証するものとします。お客様は、本マテリアルおよびすべての関連する技術情報や資料を、米国政府および関連政府により禁止されている目的（核、ミサイル、化学兵器または生物兵器の開発、設計、製造あるいは生産を含むがこれに限定されるものではない）に利用したり、それらに参与していることが知られている、または疑われている第三者に販売または譲渡しないことに同意するものとします。

14.3 **準拠法、管轄裁判所。**本契約書から生じる一切の紛争は、契約書、不法行為、またはその他の法理論に基づくか否かにかかわらず、抵触法の原則を排除して、すべて米国およびデラウェア州の法律が適用され、解釈されるものとします。当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約（1980）が本契約に適用されないことに明確に同意するものとします。本契約書から生じる一切の紛争は、契約書、不法行為、またはその他の法理論に基づくか否か

にかかわらず、デラウェア州の裁判所または同州にある連邦裁判所の専属管轄に服するものとします。各当事者は、これらの裁判所の対人管轄権に紛争の申し立てを行い、当該紛争の裁判所・裁判地に関するすべての異議を放棄するものとします。

- 14.4 **分離条項。**裁判所により本契約書の条項または一部が適用法の下で無効または強制不可と判断された場合、必要最小限の範囲内で、その条項を有効とし、強制力を持たせるための変更を加えるものとします。また、条項を変更できない場合、その条項は本契約から削除されるものとします。本条により変更または削除された条項は、本契約の残りの条項の有効性には影響せず、本契約の残りの条項は引き続き完全な効力を有するものとします。